

## 庄内みどり農協／指導責任 県は反省と自覚を

庄内みどり農協（酒田市）の組合員114人がコメ販売代金の一部を不当に差し引かれたとして未払い分の支払いなどを求めた訴訟を巡り、農協が提訴妨害などを繰り返しているとして山形県弁護士会から是正勧告を受けた問題で、農協を監督する県の指導力不足があらわになっている。

組合員らは「訴訟に加わろうとする組合員の名簿を農協が個人情報を利用して作成し、提訴しないよう戸別訪問などで働き掛けている」として2016年、改善を指導するよう県に求めた。

県団体検査指導室は個人情報保護法の趣旨に基づいて恣意（しい）的な名簿作成などを改めるよう指導したものの、農協は従わず、提訴妨害の動きは今年春ごろまで続いた。県が指導後の農協の対応を確認しなかったため、組合員に対する人権侵害が長期化したといっても過言ではない。

関係者によると、追加提訴を予定していた酒田市や山形県遊佐町の組合員らは今年3～4月ごろ、同じ集落内に住む農協職員や親戚の元職員、地元有力者から訪問や電話を受けて提訴しないよう迫られ、実際に複数の組合員が提訴を断念させられた。

県弁護士会が7月9日に提出した勧告・要望書の中でも「一部の理事らによる戸別訪問などは現に続いている。裁判を起こすことを妨げられる恐れが現に存在する」と認定された。

農協が事実上、指導を無視し続けてきたことに対する県の受け止め方も深刻さを欠いている。

県団体検査指導室などによると、農協は16年当時、戸別訪問は提訴を阻む目的ではなく、提訴するかどうかの意思確認のためだったという趣旨の説明をしたため、人権侵害に当たるとは認識していなかった可能性があるという。

しかし、組合員らは17年にも同様の被害を県団体検査指導室に相談しており、この間、全く実態把握に乗り出さなかった県の姿勢はあまりに消極的と置くほかはない。

吉村美栄子知事が6日の定例記者会見で「担当部署から報告を受けておらず、詳細は把握していない」と述べるに至っては、切実に被害を訴え続けた組合員から失望の声が上がった。

組合員らは現在、農協が自ら定める「個人情報取扱規程」に違反し、（1）収集した個人情報の破棄（2）被害を受けた組合員への通知または公表（3）苦情・相談窓口の開設—などを行っていないとして、県に対し改めて適切な指導を求めている。

農林水産省がまとめた監督指針は、農協による違法・不当行為に関する相談を受けた場合、都道府県は内容を調査し、適切な措置を取る必要があると定める。組合員への人権侵害を食い止められなかった反省に立ち、県は監督機関としての責任を果たさなければならぬ。